

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 4 | 国民健康保険に関する事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北区長

公表日

令和6年9月24日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

| システム2 | | | | | | | |
|---|---|---|-----------------------------------|---|--|----------------------------------|--|
| ①システムの名称 | 北区共通基盤システム | | | | | | |
| ②システムの機能 | <p>各業務システム間での情報連携、共通宛名及び共通EUCを行うためのシステムである。 (各業務システムは、北区共通基盤システムを介して情報連携を行い、また、住記・住登外・法人の宛名管理を行い、併せて共通DBを利用してEUCを実施している。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 各業務システムからのデータ授受、配分機能 住民記録システム等の各業務システムにて登録された他業務システムデータを受入方システムに合致する形式に整合処理を行い、他業務システムに提供する。 情報照会機能 特定個人番号に関する住民記録情報の照会を行う。 宛名情報の連携機能 住民記録システムから宛名情報を取得し、各業務システムに配分する。併せて、各業務システムにおいて必要となる宛名情報を格納する。 庁内情報の連携機能 各業務システムから提供された庁内移転情報をDBに格納して、各業務システムからの照会要求に応じて当該者の情報抽出、情報提供を行う。 職員認証・権限の管理機能 基幹系システムを利用する職員等の認証と権限に基づいた各種機能や、個人番号へのアクセス制限を行う。 情報連携記録の管理機能 情報連携記録の生成・管理を行う。 | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">中間サーバー、国民健康保険システム、総合福祉システム、国民年金システム、介護保険システム、生活保護システム、教育システム、情報連携システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 ()</p> | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | <input type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム |
| <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム | | | | | | |
| システム3 | | | | | | | |
| ①システムの名称 | 滞納整理システム | | | | | | |
| ②システムの機能 | <ol style="list-style-type: none"> 滞納管理機能 滞納者の住所、滞納額、交渉記録、分納状況、収納状況、滞納処分の実行状況等の情報の管理や滞納整理に必要な帳票類の作成 | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> </table> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 (国民健康保険システム)</p> | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | <input type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム |
| <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム | | | | | | |
| システム4 | | | | | | | |
| ①システムの名称 | 電話催告システム | | | | | | |
| ②システムの機能 | <ol style="list-style-type: none"> 電話催告機能 滞納者への電話による納付案内経過の記録や管理 | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> </table> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 (接続なし)</p> | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | <input type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム |
| <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム | | | | | | |

| システム7 | |
|-------------|---|
| ①システムの名称 | 次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) (*)国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、区に設置される国保総合PCで構成される。 |
| ②システムの機能 | <p>1. 資格継続業務</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>(*)ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (接続なし) |
| システム8 | |
| ①システムの名称 | 情報連携システム |
| ②システムの機能 | <p>北区共通基盤システムと連携し、統合宛番号の情報を管理し、以下を実行する。</p> <p>1. 中間サーバー用データの転送機能 各業務システムから提供された庁外提供用データを中間サーバーへ転送する。</p> <p>2. 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 各業務システムからの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求を中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバーから受け取る。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー、国民健康保険システム) |

| システム9 | | | | | | | | | |
|--|--|---|-----------------------------------|---|---------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|--|--|
| ①システムの名称 | 医療保険者等向け中間サーバー等 | | | | | | | | |
| ②システムの機能 | <p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会及び(iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得及び(ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p> | | | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (接続なし)</td> </tr> </table> | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | <input type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム | <input checked="" type="checkbox"/> その他 (接続なし) | |
| <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他 (接続なし) | | | | | | | | | |
| 3. 特定個人情報ファイル名 | | | | | | | | | |
| 1. 国民健康保険ファイル | | | | | | | | | |

| 4. 個人番号の利用 ※ | |
|----------------------------|--|
| 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） ・第9条第1項 別表の44の項</p> <p>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条各号</p> <p>3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p><公金受取口座登録制度> 番号法別表 項番44</p> |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)第二条表 項番69、70、71、160 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)第71条、第72条、第73条、第162条</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)第二条表 項番1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)第4条、第5条、第7条、第8条、第16条、第18条、第21条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第113条、第117条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、第160条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p><公金受取口座登録制度> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)第二条表 項番69、70、71、160 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)第71条、第72条、第73条、第162条</p> |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 区民部国保年金課 |
| ②所属長の役職名 | 国保年金課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| - | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|---|
| 1. 国民健康保険ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 国民健康保険資格を有した住民及びその世帯員 |
| その必要性 | 国民健康保険の適正な資格、賦課、給付、保健事業情報等の管理を目的としているため、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (失業等給付関係情報、口座登録・連携ファイル関係情報) |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号: 対象者を正確に特定するため。 ・個人番号対応符号: 情報提供ネットワークとの接続に必要なため。 ・その他識別情報(内部番号): 庁内事務において、個人の特定に必要なため。 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所): 通知書等の送付先情報として使用するため。 ・連絡先(電話番号等): 本人への連絡などに使用するため。 ・その他住民票関係情報: 世帯の把握等に必要なため。 ・地方税関係情報: 負担区分、課税区分の根拠や保険料賦課算出に必要なため。 ・医療保険関係情報: 資格管理、賦課、給付事務を行うため。 ・障害者福祉関係情報: 資格管理、賦課、給付事務を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 資格管理、賦課、給付事務を行うため。 ・介護・高齢者福祉関係情報: 保険料の特別徴収を行うため。 ・年金関係情報: 資格管理、保険料の特別徴収を行うため。 ・失業等給付関係情報: 非自発的失業者に係る保険料軽減の認定を行うため。 ・健康・医療関係情報: 保健事業を実施するため。 ・口座登録・連携ファイル関係情報: 高額療養費等の支給について公金受取口座利用の申請があった場合に、公金受取口座情報を使用するため |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 区民部国保年金課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|--|---|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、税務課、介護保険課、生活福祉課、障害福祉課、健康政策課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働大臣、日本年金機構、公共職業安定所、情報提供ネットワークシステムを利用する機関、デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、他市区町村、後期高齢者医療広域連合、情報提供ネットワークシステムを利用する機関) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (東京都国民健康保険団体連合会、医療保険者、共済組合、医療機関) | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ③使用目的 ※ | 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び国民健康保険に関連する法令並びにこれらの法令に基づく条例・規則による国民健康保険の資格、賦課・徴収、給付及び保健事業に関する事務を行うため。 | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 区民部国保年金課、区民部戸籍住民課、健康部健康政策課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |

| | |
|---------------|---|
| <p>⑤使用方法</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民票関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者の資格取得・資格喪失に係る届出の確認 ・被保険者の世帯変更の確認、世帯主の変更の届出の確認 2. 地方税関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢受給者証の交付 ・基準収入額適用申請の確認 ・限度額適用認定証・標準負担額適用認定証に関する申請の確認 ・特定疾患対象療養の申請の確認 ・特定疾病の保険者の認定申請の確認 ・入院時食事療養費標準負担額減額に関する申請の確認 ・入院時生活療養費標準負担額減額に関する申請の確認 ・高額療養費の給付の受給申請の確認 ・高額介護合算療養費の支給に関する事務 ・国民健康保険料の賦課 ・国庫補助等の算定 3. 医療保険給付関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者の資格取得・資格喪失に係る届出の確認 ・高額介護合算療養費の支給に関する事務 ・出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付 ・他の法令による医療に関する給付との調整 ・保険料の減免 4. 介護保険給付関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・高額介護合算療養費の支給に関する事務 5. 生活保護・社会福祉関係情報、障害者福祉関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者の資格取得・資格喪失に係る届出の確認 6. 年金給付関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料の徴収関係(特別徴収) 7. 失業等給付関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認 8. 健康・医療関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・保険事業の実施に関する事務 |
| <p>情報の突合</p> | <p>【特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価実施機関内の他部署から入手する場合は、内部番号等で突合する。 ・評価実施機関外から入手する場合は、個人番号、国保番号、4情報等で突合する。 <p>【特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報の突合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。 ・地方税関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。 ・医療保険関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。 ・介護・高齢者福祉関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。 ・生活保護・社会福祉関係情報及び障害者福祉関係情報を内部番号等で突合して入手する。 ・年金関係情報を個人番号、4情報等で突合して入手する。 ・失業等給付関係情報を個人番号、4情報等で突合して入手する。 ・健康・医療関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。 |
| <p>⑥使用開始日</p> | <p>平成28年1月1日</p> |

| | | |
|--------------|-----------|--|
| 委託事項3 | | 国民健康保険システムのオペレーション業務 |
| ①委託内容 | | 国民健康保険システム内の各種処理の実行や帳票の印刷 |
| ②委託先における取扱者数 | | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委託先名 | | NECネクソソリューションズ株式会社 |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、委託先は再委託先が「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託する理由、再委託内容等を記載した書面を北区に提出して申請し、承諾を得る。 |
| | ⑥再委託事項 | 国民健康保険システムの処理実行や帳票の印刷等 |
| 委託事項4 | | 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 |
| ①委託内容 | | 療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。 |
| ②委託先における取扱者数 | | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 東京都国民健康保険団体連合会 |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、委託先は再委託先が「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託する理由、再委託内容等を記載した書面を北区に提出して申請し、承諾を得る。 |
| | ⑥再委託事項 | 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジングなど。 |

| | | |
|--------------|-----------|--|
| 委託事項5 | | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 |
| ①委託内容 | | オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。 |
| ②委託先における取扱者数 | | <選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 東京都国保連合会 (東京都国保連合会は、国保中央会に再委託する) |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | <選択肢> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | <p>委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> |
| | ⑥再委託事項 | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む) |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|--|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (27) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (10) 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | (別表1)提供先一覧に記載 |
| ①法令上の根拠 | (別表1)提供先一覧に記載 |
| ②提供先における用途 | (別表1)提供先一覧に記載 |
| ③提供する情報 | (別表1)提供先一覧に記載 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | (別表1)提供先一覧に記載 |
| ⑥提供方法 | [<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | (別表1)提供先一覧に記載 |
| 移転先1 | 区民部戸籍住民課 |
| ①法令上の根拠 | 住民基本台帳法第7条第10号 |
| ②移転先における用途 | 住民基本台帳に関する事務 |
| ③移転する情報 | 国民健康保険関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者 |
| ⑥移転方法 | [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | データ更新の都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 移転先4 | 福祉部介護保険課 |
| ①法令上の根拠 | 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項 |
| ②移転先における用途 | 介護保険に関する事務 |
| ③移転する情報 | 国民健康保険関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者 |
| ⑥移転方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 1日1回 |
| 移転先5 | 福祉部高齢福祉課 |
| ①法令上の根拠 | 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項 |
| ②移転先における用途 | 高齢福祉に関する事務 |
| ③移転する情報 | 国民健康保険関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者 |
| ⑥移転方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 1日1回 |

| | | |
|--------------------|--|--|
| 移転先6 | 福祉部障害福祉課 | |
| ①法令上の根拠 | 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項 | |
| ②移転先における用途 | 障害福祉に関する事務 | |
| ③移転する情報 | 国民健康保険関係情報 | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者 | |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (| <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) |
| ⑦時期・頻度 | 1日1回 | |
| 移転先7 | 北区保健所保健予防課 | |
| ①法令上の根拠 | 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項 | |
| ②移転先における用途 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する事務 | |
| ③移転する情報 | 国民健康保険関係情報 | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者 | |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (| <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) |
| ⑦時期・頻度 | 1日1回 | |

| | |
|--------------------|---|
| 移転先8 | 福祉部生活福祉課 |
| ①法令上の根拠 | 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項 |
| ②移転先における用途 | 生活保護に関する事務 |
| ③移転する情報 | 国民健康保険関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者 |
| ⑥移転方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 1日1回 |
| 移転先9 | 区民部税務課 |
| ①法令上の根拠 | 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項 |
| ②移転先における用途 | 地方税に関する事務 |
| ③移転する情報 | 国民健康保険関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者 |
| ⑥移転方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | データ更新の都度 |

| | |
|------------------------|--|
| 移転先10 | 子ども未来部子ども未来課 |
| ①法令上の根拠 | 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項 |
| ②移転先における用途 | ・東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの ・東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ③移転する情報 | 国民健康保険関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者 |
| ⑥移転方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 1日1回 |
| 6. 特定個人情報の保管・消去 | |
| 保管場所 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要となる。 ・申請書等の紙媒体については、施錠可能な書庫及び、ファイリングにより保管。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 |
| 7. 備考 | |
| | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 宛名基本情報

(主な記録項目)

宛名番号 小学校区コード 自治コード 電話区分 履歴連番 中学校区コード 氏名かな FAX 適用日 投票区コード 氏名漢字 メールアドレス 登録業務算定団体コード 本名かな 郵便返却区分 住民票コード 生年月日本名漢字 登録事由 世帯番号 和暦生年月日 郵便番号 重複統一用個人番号 現存区分 表示用生年月日 郵便番号BC 番号制度個人番号 人格区分 性別 町名 番号制度法人番号 国籍コード 市町村コード 番地 支所コード 大字コード 方書地区コード 本番 代表者肩書 行政区コード 枝番1 代表者氏名 班コード 枝番2 電話番号

2. 国民健康保険資格関連情報

(主な記録項目)

(1)資格異動

国保世帯番号 旧自治体区分 宛名番号 履歴番号 記載順位 続柄区分 続柄コード1 続柄コード2 続柄コード3 続柄コード4 続柄名称 表示用続柄 適用開始年月日 税用開始年月日 適用開始事由 開始届出日 適用終了年月日 税用終了年月日 適用終了事由 終了届出日 異動日 事由 届出日 転居区分 転居国保世帯番号 退職区分 該当年月日 税用該当年月日 該当届出日 非該当年月日 税用非該当年月日 非該当届出日 受給権発生日 受給年金名称 受給年金種別 退職履歴番号 退職本人 退職続柄コード1 退職続柄コード2 退職続柄コード3 退職続柄コード4 退職続柄名称 資格側更新日 税側更新日 作成区分 削除区分 異動日連番 処理日

(2)緩和措置異動情報

宛名番号 履歴番号 更新連番 対象区分 届出日 開始日 終了日 世帯番号(住基) 国保世帯番号 削除区分 処理日

(3)国保資格取得喪失年月日連携

国保世帯番号 宛名番号 市町村保険者番号 被保険者証記号 被保険者証番号 世帯番号 国保資格取得届出日 国保資格取得年月日 国保資格取得事由 国保資格喪失届出日 国保資格喪失年月日 国保資格喪失事由 予備1 予備2 予備3 予備4 予備5 予備6 予備7 予備8 予備9 予備10 得喪履歴連番 最新区分 履歴連番 取込日

3. 国民健康保険賦課関連情報

(主な記録項目)

(1)賦課基本

国保世帯番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歴番号 通知書番号 翌年度通知書番号 世帯主宛名番号 事由 更正日 更新区分 申告区分 主所得区分 現存区分 世帯区分 擬制区分 住民税課税区分 譲渡世帯区分 老人世帯区分 専従世帯区分 軽減申請区分 清算区分 軽減判定所得 賦課期日人員 均等人員 現在人員 有所得人員 所得額 課税標準額 所得割額 資産税額 資産割額 均等割額 平等割額 積算税額 限度超過額 軽減均等割額 軽減平等割額 軽減均等6 軽減平等6 軽減均等4 軽減平等4 軽減均等2 軽減平等2 月割減額 端数 減額合計 減免額 過年度分 年税額 軽減4月 軽減5月 軽減6月 軽減7月 軽減8月 軽減9月 軽減10月 軽減11月 軽減12月 軽減1月 軽減2月 軽減3月

(2)介護基本

国保世帯番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歴番号 通知書番号 世帯主宛名番号 事由 更正日 更新区分 申告区分 主所得区分 現存区分 世帯区分 擬制区分 住民税課税区分 譲渡世帯区分 老人世帯区分 専従世帯区分 軽減申請区分 軽減判定所得 賦課期日人員 均等人員 現在人員 有所得人員 所得額 課税標準額 所得割額 資産税額 資産割額 均等割額 平等割額 積算税額 限度超過額 軽減均等割額 軽減平等割額 軽減均等6 軽減平等6 軽減均等4 軽減平等4 軽減均等2 軽減平等2 月割減額 端数 減額合計 減免額 過年度分 年税額 軽減4月 軽減5月 軽減6月 軽減7月 軽減8月 軽減9月 軽減10月 軽減11月 軽減12月 軽減1月 軽減2月 軽減3月

(3)支援基本

国保世帯番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歴番号 通知書番号 世帯主宛名番号 事由 更正日 更新区分 申告区分 主所得区分 現存区分 世帯区分 擬制区分 住民税課税区分 譲渡世帯区分 老人世帯区分 専従世帯区分 軽減申請区分 軽減判定所得 賦課期日人員 均等人員 現在人員 有所得人員 所得額 課税標準額 所得割額 資産税額 資産割額 均等割額 平等割額 積算税額 限度超過額 軽減均等割額 軽減平等割額 軽減均等6 軽減平等6 軽減均等4 軽減平等4 軽減均等2 軽減平等2 月割減額 端数 減額合計 減免額 過年度分 年税額 軽減4月 軽減5月 軽減6月 軽減7月 軽減8月 軽減9月 軽減10月 軽減11月 軽減12月 軽減1月 軽減2月 軽減3月

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(4) 賦課個人

国保世帯番号 宛番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歴番号 通知書番号 最新資格区分 最新介護資格区分 最新退職区分 賦課期日資格区分 賦課期日介護資格区分 賦課期日退職区分 賦課発生時資格区分 賦課発生時介護資格区分 軽減判定区分 資格4月 資格5月 資格6月 資格7月 資格8月 資格9月 資格10月 資格11月 資格12月 資格1月 資格2月 資格3月 介護資格4月 介護資格5月 介護資格6月 介護資格7月 介護資格8月 介護資格9月 介護資格10月 介護資格11月 介護資格12月 介護資格1月 介護資格2月 介護資格3月 所得額 課税標準額 所得割額 介護所得割額 支援所得割額 軽減判定所得 資産税額 資産割額 介護資産割額 支援資産割額 専従区分 老年者区分 申告区分 主所得区分 住民税課税区分 住民税所得割額 住民税均等割額 最新資格取得日 最新資格喪失日 最新続柄 介護該当日 介護非該当日 誕生日65歳 更正日 事由 介護更正日 介護事由 軽減判定取得日 積算該当区分 個人年税額 続柄名称 資格履歴番号 独自項目1 独自項目2 独自項目3 4/1時点離職者区分 最新離職者区分(賦課時点) 離職者区分4月 離職者区分5月 離職者区分6月 離職者区分7月 離職者区分8月 離職者区分9月 離職者区分10月 離職者区分11月 離職者区分12月 離職者区分1月 離職者区分2月 離職者区分3月 離職軽減用総所得 離職軽減用課税標準額 離職軽減用軽減判定所得 給与所得 離職軽減用給与所得 離職軽減時医療分所得割 離職軽減時介護分所得割 離職軽減時支援分所得割

(5) 期割情報

科目コード 科目詳細コード 国保世帯番号 算定団体コード 期割団体コード 団体内外区分 現年過年区分 調定年度 年度分 通知書番号 論理期別 履歴番号 年月 納税義務者宛番号 更正日 全体税額 退職税額 医療全体税額 医療退職税額 介護全体税額 介護退職税額 支援全体税額 支援退職税額 不納欠損額(医療全体) 不納欠損額(医療退職) 不納欠損額(介護全体) 不納欠損額(介護退職) 不納欠損額(支援全体) 不納欠損額(支援退職) 公示送達区分

4. 国民健康保険給付関連情報

(主な記録項目)

(1) レセプト情報

旧自治体区分 管理番号 履歴番号 国保世帯番号 証番号 宛番号 登録月 福祉区分 資格区分 年齢区分 課税区分 負担区分 負担区分(個人) 領収額 償還判定額 既高額償還額 高額償還額 作成区分 診療月 審査月 外部キー1 外部キー2 レセ区分 レセ資格区分 レセ年齢区分 調整区分 過誤区分 処理区分 診療種別 入外区分 内外区分 返戻区分 返戻事由 申出日 レセ証番号 入院開始日 実日数 初診点数 公費1法別番号 公費1負担者番号 公費1受給者番号 公費2法別番号 公費2負担者番号 公費2受給者番号 医療機関コード 高額計算除外フラグ イメージ番号 高額償還額 高額償還額(現物) 高額償還額(償還) レセプト共通番号 処方元医療機関コード 減免区分 減免金額 公費3法別番号 公費3負担者番号 公費3受給者番号 公費4法別番号 公費4負担者番号 公費4受給者番号 公費5法別番号 公費5負担者番号 指定公費金額

(2) 高額療養費支給情報

国保世帯番号 旧自治体区分 整理番号 診療月 計算月 支給月 支給区分 決定区分 課税区分(世帯) 課税区分(高齢) 支給方法 支給種別 福祉区分 受給者宛番号 支給判定額合計 貸付額 既支給額(一般) 既支給額(退職) 支給額(一般) 支給額(退職)

(3) 国保療養費支給情報

国保世帯番号 旧自治体区分 世帯主宛番号 宛番号 登録月 連番 支給月 診療月 資格区分 年齢区分 課税区分(世帯) 課税区分(高齢) 負担割合 決定区分 診療区分 診療種別 入外区分 医療機関区分 医療機関県コード 医療機関コード 件数 日数 費用額 定率負担額 一部負担金 法負担金 食事療養費 食事日数 標準負担額 支給額 高額対象区分 削除区分 福祉区分

(4) 出産育児一時金支給情報

国保世帯番号 旧自治体区分 世帯主宛番号 履歴番号 支給月 決定区分 資格区分 対象者個人番号 出産児個人番号 出産児氏名 続柄名称 続コード1 続柄コード2 続柄コード3 続柄コード4 出生日 出産の種類 死産の週 出産者氏名 続柄名称 続柄コード1 続柄コード2 続柄コード3 続柄コード4 申請者氏名 申請者住所 代理人区分 委任状区分 申請日 請求額 申請区分 医師氏名 助産婦氏名 入院医療機関コード 備考 産科医療補償制度加入区分 削除区分

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(5) 葬祭費支給情報

国保世帯番号 旧自治体区分 世帯主宛名番号 対象者宛名番号 履歴番号 支給月 決定区分 資格区分 死亡者氏名 死亡者続柄名称 続柄コード1 続柄コード2 続柄コード3 続柄コード4 死亡日 葬祭日 葬祭執行者氏名 葬祭執行者続柄名称 葬祭執行者続柄コード1 葬祭執行者続柄コード2 葬祭執行者続柄コード3 葬祭執行者続柄コード4 申請日 申請者氏名 申請者郵便番号 申請者住所 請求額 申請区分 備考 削除区分

(6) 食事差額療養費支給情報

国保世帯番号 対象者宛名番号 履歴番号 支給月 食事療養費/生活療養費区分 決定区分 資格区分 年齢区分 受理日 対象期間開始日 対象期間終了日 対象日数 未申請理由区分 未申請理由備考 支給額 医療機関コード 削除区分 福祉区分

(7) 高額該当引継情報

国保世帯番号 市町村保険者番号 被保険者証記号 被保険者証番号 世帯番号 年度 高額該当区分__4月 高額該当区分__5月 高額該当区分

__6月 高額該当区分__7月 高額該当区分__8月 高額該当区分__9月 高額該当区分__10月 高額該当区分__11月 高額該当区分__12月

高額該当区分__1月 高額該当区分__2月 高額該当区分__3月 予備1 予備2 予備3 予備4 予備5 予備6 予備7 予備8 予備9 予備10 最新区分 履歴連番 取込日

5. 国民健康保険収納関連情報

(主な記録項目)

(1) 収納履歴

科目コード 延滞金 収納額から収納額 科目詳細コード 前納報奨金収納額から督促料 算定団体コード 還付加算金 収納額から延滞金 期割団体コード 会計年度 督促料から収納額 団体内外区分 会計年度 督促手数料 督促料から督促料 調定年度 会計年度 延滞金 督促料から延滞金 年度分 決算区分 延滞金から収納額 通知書番号 歳出還付区分 延滞金から督促料 論理期別 OCRID 延滞金から延滞金 収納日 口座登録連番 払込日 支所コード 充当科目コード 払込時刻 冊号 充当科目詳細コード 本部コード 入力連番 充当算定団体コード 店舗コード 入力連番内連番 充当期割団体コード 送金予定日 領収日 充当団体内外区分 滞納管理1 納付方法 充当調定年度 滞納管理2 収納区分 充当年度分 収納額 充当通知書番号 督促手数料 充当論理期別

(2) 滞納処分

科目コード 処分区分 科目詳細コード 処分理由 算定団体コード 処分取消日 期割団体コード 処分取消区分 団体内外区分 処分取消理由 調定年度 滞納区分 年度分 滞納管理1 通知書番号 滞納管理2 論理期別 処分調定 処分日 処分督促 処分コード 処分延滞

(3) 納税組合員

科目コード 科目詳細コード 宛名番号 納組開始日 納組終了日 納組コード

6. 口座関連情報

(主な記録項目)

宛名番号 口座種別 科目コード 口座番号 科目詳細コード 表示用口座番号 振替振込区分 口座名義人番号 申請自治体 口座名義人カナ 申請日 口座名義人漢字 適用開始日 口座終了理由 適用終了日 通知書区分 金融機関コード 指定口座区分 支店コード 口座登録連番 支店枝番 振替済通知書 口座登録・連携ファイル関係情報

7. 国保情報集約システム連携関連情報

(主な記録項目)

被保険者証記号、被保険者証番号、世帯番号、宛名番号、個人番号、市町村被保険者ID、氏名(カナ)、氏名(漢字)、通称名(カナ)、通称名(漢字)、生年月日、性別、続柄、送付物抑止フラグ、国保適用届出日、国保適用開始年月日、国保適用開始事由、国保適用終了届出日、国保適用終了年月日、国保適用終了事由、国保適用変更届出日、国保適用変更年月日、国保適用変更事由、国保資格取得届出日、国保資格取得年月日、国保資格取得事由、国保資格喪失届出日、国保資格喪失年月日、国保資格喪失事由、証区分、交付年月日、有効期限、適用年月日、回収日、回収事由、限度額適用区分、長期入院該当年月日、自己負担限度額、認定疾病名コード、所得区分、高齢所得区分、高額該当区分、転居に伴う負担限度額特例対象世帯、転居月75歳到達時特例対象者

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

8. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への提供情報
- ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
 - ・券面記載の被保険者証記号
 - ・券面記載の被保険者証番号
 - ・券面記載の氏名(漢字)
 - ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
 - ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
 - ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
 - ・被保険者証裏面への性別記載の有無
 - ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
 - ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|---|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 1. 国民健康保険ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【国民健康保険に関する事務における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を入手する際は、申請書等にて収集する情報の種類及び項目を制限し、目的に沿わない情報を入手しない。 ・特定個人情報を入手する際は、本人確認書類（個人番号カード等の身分証明書）で厳格に本人確認を行い、入手した特定個人情報の正確性を担保する。 ・特定個人情報をシステムに登録する際は、業務にとって必要最小限の情報のみ登録する。 <p>【北区共通基盤システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報移転元が作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。 ・情報移転元のデータと情報移転先の関連付けをあらかじめ設定しておくことで、本来の移転先以外へ情報移転がないことを担保している。 ・情報移転先・情報移転元システムが利用するエリアそれぞれに権限設定をすることで、他システム用の情報入手を制御している。 <p>【国保総合（国保集約）システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 ・入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| — | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|--|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【国民健康保険システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員ごとにシステムの権限設定を行い、職員の事務処理に必要な情報のみ参照できるよう制御している。 <p>【北区共通基盤システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに移転することを中継するシステムであり、一連の中継動作により情報内容が改変されないことを担保している。 ・庁内連携において、事務処理で必要な情報のみ参照できるよう制御している。 <p>【国保総合(国保集約)システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | <p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> |
| 具体的な管理方法 | <p>【国民健康保険システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用することについて、所属長の承認を得た者のみIDと生体認証又はパスワードにより管理している。 ・上記により承認を受けている者のみが使用できるよう技術的なアクセス制御を行っているため、権限のない者は使用できない。 ・システム内では、職員の中でも個人番号を閲覧する必要のない者には、画面上に個人番号が表示されないように権限設定をしている。 <p>【北区共通基盤システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要のある職員等に対し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDと生体認証又はパスワードによる認証を行う。 ・なりすまし認証を防止する観点から、個人番号にアクセスする際にはダブル認証を行う。 <p>【国保総合(国保集約)システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることリスクを軽減している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 |
| その他の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員課からの人事情報に基づき、システム管理者が毎年度権限設定を行っている。 ・年度途中の人事異動の際にも、発行及び失効の設定を行っている。利用期間が明確であれば、予め有効期間を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p>その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離席時にはスクリーンロックを利用し、長時間にわたり業務端末画面に個人情報を表示させない。 ・窓口設置の業務端末のディスプレイには覗き見防止フィルタを付け、来庁者等から確認できないようにしている。 | |

| | | |
|--------------------|------------------|---|
| | <p>具体的な方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・委託先は、再委託先が「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託する理由、再委託内容等を記載した書面を北区に提出して申請し、承諾を得る。 ・委託先は、再委託先に「目的外使用の禁止」、「外部提供の禁止」、「複写、複製及び持ち出しの禁止」、「引渡し」、「保管及び管理」、「教育の実施」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調査」、「定期及び随時報告」及び「事故報告」について委託先と同様の取扱いを求め、その履行を委託先の責任により管理監督するとともに、北区の求めに応じて、その状況等を北区に適宜報告する。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、承諾を得ること。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、承諾を得ること。 <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 |
| <p>その他の措置の内容</p> | <p>—</p> | |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である]</p> | <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜国保連合会における措置＞

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。

＜取りまとめ機関における措置＞

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

| | | | |
|---------------------|--|-----------------------|--------------------------|
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | ＜選択肢＞ 1) 定めている | 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | ・提供については、番号法第19条各号に該当する場合以外の事務への提供を禁止する。 ・移転については、番号法第9条第2項に基づく条例改正又は制定を行った事務以外の事務への移転を禁止する。 ・他の業務所管課から特定個人情報の移転を求められた場合には、事前に利用目的、データ利用範囲等を明らかにしたデータ利用申請を行わせる。審査の結果、承認されたものについて、番号法第9条第2項に基づく条例改正又は制定を行った事務について、移転を可能とする。 | | |
| その他の措置の内容 | ・システムでの提供・移転については、不適切な方法、誤った相手に対して行われないようシステム上で担保する。 ・システム以外での提供・移転については、不適切な方法、誤った相手に対して行われないよう複数職員で確認する。 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている | 2) 十分である 3) 課題が残されている |

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

| | |
|---------------------|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>【北区共通基盤システムにおける措置】 各業務システムから中間サーバーあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバーにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。北区基幹系システムは、接続端末の職員認証の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、権限管理機能により不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止し、職員認証機能により、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録し管理できる仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> |
|---------------------|---|

| | |
|--------------------|---|
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
|--------------------|---|

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

| | |
|---------------------|--|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>【北区共通基盤システムにおける措置】 各業務システムから中間サーバーあての情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバーでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。接続システムの認証及び統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を抑止している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、権限管理機能により不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止し、職員認証機能により、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録し管理できる仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> |
|---------------------|--|

| | |
|--------------------|---|
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
|--------------------|---|

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|--|---|--|
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | | |
| 再発防止策の内容 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <p><取りまとめ機関における措置></p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>③国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>④地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>⑤クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>⑥クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑦地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑧ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑨地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑩地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> | | |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [○] 内部監査 [○] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <p>・区職員については、定期的に情報セキュリティ研修を実施し、教育・啓発を行っている。</p> <p>・希望する区職員に対し、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施する。</p> <p>・委託先については、「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」に従業者に遵守させるため、必要な教育を実施するとともに、教育実施の記録を区に提出させる。</p> <p>・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。また、違反事項が発生した場合、全職員に対して周知し、再発防止を徹底する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> | |

10. その他のリスク対策

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いにつ

いて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|--|
| ①請求先 | 〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所総務部総務課文書係 03-3908-8624 |
| ②請求方法 | 指定様式による請求書及び本人確認書類の提出 |
| ③法令による特別の手続 | — |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所区民部国保年金課庶務係 03-3908-1130 |
| ②対応方法 | ・問合せがあった場合、対応に関する記録を残す。 ・必要に応じて担当部署に連絡し、協議の上対応する。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和6年9月2日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | |
| ②実施日・期間 | |
| ③主な意見の内容 | |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | |
| ②方法 | |
| ③結果 | |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|--------------------------------|
| 平成31年3月20日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日 | 保有開始日:平成28年1月1日 重要な変更の実施予定日:平成29年4月1日 | 平成28年 1月1日 | 事後 | 重要な変更当たらない(変更実施予定日の到来に伴う記載の修正) |
| 平成31年3月20日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名 | テンプスタッフ株式会社 | パーソルテンプスタッフ株式会社 | 事後 | 重要な変更当たらない(委託先の社名変更に伴う記載の修正) |
| 平成31年3月20日 | I 基本情報 5. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第42、43、44、45項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条各号、25条の2各号、26条 ※番号法別表第二 第45項に係る主務省令は未制定 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条3号、4号、6号、9号、10号、16号、3条3号、4号、6号、7号、8号、9号、4条、5条4号、5号、6号、7号、8号、8条3号、10条の2第3号、11条の2第3号、12条の3第3号、15条3号、19条、20条8号、25条3号、7号、8号、33条1号、41条の2第3号、43条3号、5号、7号、44条、46条1項1号、3号、4号、5号、6号、7号、49条2号、55条の2第3号、59条の3第3号 ※番号法別表第二 第30、33、39、46、58、88、106項に係る主務省令は未制定 | 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第42、43、44、45項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、25条の2、26条 ※番号法別表第二 第45項に係る主務省令は未制定 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条3号、4号、5号、8号、10号、11号、17号、3条4号、5号、6号、9号、10号、11号、12号、4条、5条3号、5号、6号、7号、8号、9号、8条3号、10条の2第2号、11条の2第2号、12条の3第1号、15条1号、19条、20条9号、22条の2第2号、3号、4号、6号、7号、8号、9号、24条の2第3号、4号、5号、8号、9号、25条3号、7号、8号、31条の2第4号、5号、6号、9号、10号、33条1号、41条の2第3号、43条3号、5号、7号、44条、46条1項1号、3号、4号、5号、6号、7号、49条2号、53条1号、2号、5号、55条の2、59条の3第3号 ※番号法別表第二 第30、46、88項に係る主務省令は未制定 | 事後 | 重要な変更当たらない(法令改正に伴う記載の修正) |
| 平成31年3月20日 | I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 国保年金課長 長久保 雄司 | 国保年金課長 | 事後 | |
| 令和1年12月16日 | 1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1③他のシステムとの接続 | 【○】その他(滞納整理システム) | 【○】その他(滞納整理システム、情報連携システム) | 事前 | 重要な変更 |
| 令和1年12月16日 | 1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2②システムの機能 | (略) 5. 中間サーバー用データの転送機能 各業務システムから提供された庁外提供用データを中間サーバーへ転送する。 6. 情報提供ネットワークシステムとの情報連携機能 各業務システムからの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求を中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバーから受け取る。 7. 職員認証・権限の管理機能 基幹系システムを利用する職員等の認証と権限に基づいた各種機能や、個人番号へのアクセス制限を行う。 8. 情報連携記録の管理機能 情報連携記録の生成・管理を行う。 | (略) 5. 職員認証・権限の管理機能 基幹系システムを利用する職員等の認証と権限に基づいた各種機能や、個人番号へのアクセス制限を行う。 6. 情報連携記録の管理機能 情報連携記録の生成・管理を行う。 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和1年12月16日 | 1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2③他のシステムとの接続 | 【○】その他(中間サーバー、国民健康保険システム、総合福祉システム、国民年金システム、介護保険システム、生活保護システム、教育システム) | 【○】その他(中間サーバー、国民健康保険システム、総合福祉システム、国民年金システム、介護保険システム、生活保護システム、教育システム、情報連携システム) | 事前 | 重要な変更 |
| 令和1年12月16日 | 1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5③他のシステムとの接続 | 【○】その他() | 【○】その他(情報連携システム) | 事前 | 重要な変更 |
| 令和1年12月16日 | 1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 | | 新規追加 | 事前 | 重要な変更 |

| | | | | | |
|-------------------|---|--|---|-----------|--------------|
| <p>令和1年12月16日</p> | <p>II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名 ④再委託の有無 ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項</p> | <p>③委託先名 日本電気株式会社 ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、委託先は再委託先が「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」の遵守を誓約する旨の書面並びに「再委託先名、再委託内容及び事業執行場所を記載した書面を北区に提出することにより、再委託を承認する。 ⑥再委託事項 国民健康保険システムの保守業務 法改正等に伴う国民健康保険システムの改修業務</p> | <p>③委託先名 株式会社RKKコンピューターサービス ④再委託の有無 再委託しない ⑤再委託の許諾方法 記載を削除 ⑥再委託事項 記載を削除</p> | <p>事前</p> | <p>重要な変更</p> |
| <p>令和1年12月16日</p> | <p>(別添1)ファイル記録項目 1. 宛名関連情報</p> | <p>1. 宛名関連情報 (主な記録項目) 個人番号、宛名番号、住民種別、住民状態、世帯番号、現住所、方書、氏名、氏名カナ、通称名、通称名カナ、併記名、生年月日、性別、世帯主氏名、世帯主氏名カナ、続柄、住民年月日、住民届出年月日、住定年月日、住定届出年月日、前住所、前住所方書、本籍住所、筆頭者、住なく年月日、住なく届出年月日、転出先住所、転出先住所方書、転出予定年月日、国籍、在留資格、在留期間、自、在留期間、至、住民票コード、連絡先電話番号、異動事由、処理年月日、制御情報、送付先住所、送付先名、FAX番号、電子メールアドレス、団体内統合宛名番号、情報提供用個人識別符号、情報提供等の記録</p> | <p>1. 宛名基本情報 (主な記録項目) 宛名番号 小学校区コード 自治コード 電話区分 履歴連番 中学校区コード 氏名かな FAX 適用日 投票区コード氏名漢字 メールアドレス 登録業務算定団体コード 本名かな 郵便返却区分 住民票コード 生年月日日本名漢字登録事由 世帯番号 和暦生年月日 郵便番号 重複統一用個人番号 現存区分 表示用生年月日 郵便番号BC 番号制度個人番号 人格区分 性別 町名 番号制度法人番号 国籍コード 市町村コード 番地 支所コード 大字コード 方書地区コード 本番 代表者肩書 行政区コード 枝番1 代表者氏名 班コード 枝番2 電話番号</p> | <p>事前</p> | <p>重要な変更</p> |
| <p>令和1年12月16日</p> | <p>(別添1)ファイル記録項目 2. 国民健康保険資格関連情報</p> | <p>2. 国民健康保険資格関連情報 (主な記録項目) 国保番号、国保世帯番号、国保主宛番号、宛名番号、資格区分、取得届出年月日、取得受付年月日、取得異動年月日、取得異動事由、喪失届出年月日、喪失受付年月日、喪失異動年月日、喪失異動事由、退職区分、退職該当届出年月日、退職該当受付年月日、退職該当異動年月日、退職該当異動事由、退職非該当届出年月日、退職非該当受付年月日、退職非該当異動事由、加入前保険者番号、加入前保険記号、加入前保険番号、加入前保険本人扶養区分、加入前保険離脱年月日、加入先保険者番号、加入先保険記号、加入先保険番号、加入先保険本人扶養区分、加入先保険加入年月日、退職者年金制度コード、退職者年金種別、退職者年金期間、退職者年金発生年月日、学遠区分、学遠該当年月日、学遠非該当年月日、学遠非該当予定年月日、入所区分、入所施設名称、入所年月日、退所年月日、職業、証区分、短期証期間、一般退職区分、有効期限、交付年月日、交付場所、回収年月日、保険証氏名、保険証住所、証作成年月日、疾病名、長期該当年月日、長期該当申請年月日、市町村被保険者ID、国保適用開始届出日、国保適用開始年月日、国保適用開始事由、国保適用終了届出日、国保適用終了年月日、国保適用変更届出日、国保適用変更年月日、国保適用変更事由</p> | <p>2. 国民健康保険資格関連情報 (主な記録項目) (1)資格異動 国保世帯番号 旧自治体区分 宛名番号 履歴番号 記載順位 続柄区分 続柄コード1 続柄コード2 続柄コード3 続柄コード4 続柄名称 表示用続柄 適用開始年月日 税用開始年月日 適用開始事由 開始届出日 適用終了年月日 税用終了年月日 適用終了事由 終了届出日 異動日 事由 届出日 転居区分 転居国保世帯番号 退職区分 該当年月日 税用該当年月日 該当届出日 非該当年月日 税用非該当年月日 非該当届出日 受給権発生日 受給年金名称 受給年金種別 退職履歴番号 退職本人 退職続柄コード1 退職続柄コード2 退職続柄コード3 退職続柄コード4 退職続柄名称 資格更新日 税制更新日 作成区分 削除区分 異動日連番 処理日 (2)緩和措置異動情報 宛名番号 履歴番号 更新連番 対象区分 届出日 開始日 終了日 世帯番号(住基) 国保世帯番号 削除区分 処理日 (3)国保資格取得喪失年月日連携 国保世帯番号 宛名番号 市町村保険者番号 被保険者証記号 被保険者証番号 世帯番号 国保資格取得届出日 国保資格取得年月日 国保資格取得事由 国保資格喪失届出日 国保資格喪失年月日 国保資格喪失事由 予備1 予備2 予備3 予備4 予備5 予備6 予備7 予備8 予備9 予備10 得喪履歴連番 最新区分 履歴連番 取込日</p> | <p>事前</p> | <p>重要な変更</p> |
| <p>令和1年12月16日</p> | <p>(別添1)ファイル記録項目 3. 国民健康保険賦課関連情報</p> | <p>3. 国民健康保険賦課関連情報 (主な記録項目) 相当年度、国保番号、課税年度、宛名番号、氏名、生年月日、介護判定基準日、介護該当区分、所得更正理由、所得更正年月日、所得判明区分、控配扶養者区分、給与所得、給与特別控除、給与以外の額、旧給付前総所得、旧総所得、旧課税所得、市区町村民税所得割額、市区町村民税均等割額、住民税額、本総所得、本課税所得、所得割基礎額、軽減判定総所得、資産更正理由、資産更正年月日、医療所得割額、医療均等割額、医療算出合計額、医療軽減均等割額、医療限度超過額、医療加入月数、医退加入月数、医療個人賦課額、支援所得割額、支援均等割額、支援算出合計額、支援軽減均等割額、支援限度超過額、支援加入月数、支退加入月数、支援個人賦課額、介護所得割額、介護均等割額、介護算出合計額、介護軽減均等割額、介護限度超過額、介護加入月数、介退加入月数、介護個人賦課額</p> | <p>3. 国民健康保険賦課関連情報 (主な記録項目) (1)賦課基本 国保世帯番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歴番号 通知書番号 翌年度通知書番号 世帯主宛番号 事由 更正日 更新区分 申告区分 主所得区分 現存区分 世帯区分 擬制区分 賦課期日軽減区分 住民税課税区分 譲渡世帯区分 老人世帯区分 専従世帯区分 軽減申請区分 清算区分 軽減判定所得 賦課期日人員 均等人員 現在人員 有所得人員 所得額 課税標準額 所得割額 資産税額 資産割額 均等割額 平等割額 積算税額 限度超過額 軽減均等割額 軽減平等割額 軽減均等6 軽減平等6 軽減均等4 軽減平等4 軽減均等2 軽減平等2 月割減額 端数 減額合計 減免額 過年度分 年税額 軽減4月 軽減5月 軽減6月 軽減7月 軽減8月 軽減9月 軽減10月 軽減11月 軽減12月 軽減1月 軽減2月 軽減3月</p> | <p>事前</p> | <p>重要な変更</p> |

| | | | | | |
|------------|----|-------|--|----|-------|
| 令和1年12月16日 | 同上 | 右記を追加 | <p>(2)介護基本 国保世帯番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歴番号 通知書番号 世帯主宛番号 事由 更正日 更新区分 申告区分 主所得区分 現存区分 世帯区分 擬制区分 住民税課税区分 譲渡世帯区分 老人世帯区分 専従世帯区分 軽減申請区分 軽減判定所得 賦課期日人員 均等人員 現在人員 有所得人員 所得額 課税標準額 所得割額 資産税額 資産割額 均等割額 平等割額 積算税額 限度超過額 軽減均等割額 軽減平等割額 軽減均等6 軽減平等6 軽減均等4 軽減平等4 軽減均等2 軽減平等2 月割減額 月割減額 端数 減額合計 減免額 過年度分 年税額 軽減4月 軽減5月 軽減6月 軽減7月 軽減8月 軽減9月 軽減10月 軽減11月 軽減12月 軽減1月 軽減2月 軽減3月</p> <p>(3)支援基本 国保世帯番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歴番号 通知書番号 世帯主宛番号 事由 更正日 更新区分 申告区分 主所得区分 現存区分 世帯区分 擬制区分 住民税課税区分 譲渡世帯区分 老人世帯区分 専従世帯区分 軽減申請区分 軽減判定所得 賦課期日人員 均等人員 現在人員 有所得人員 所得額 課税標準額 所得割額 資産税額 資産割額 均等割額 平等割額 積算税額 限度超過額 軽減均等割額 軽減平等割額 軽減均等6 軽減平等6 軽減均等4 軽減平等4 軽減均等2 軽減平等2 月割減額 端数 減額合計 減免額 過年度分 年税額 軽減4月 軽減5月 軽減6月 軽減7月 軽減8月 軽減9月 軽減10月 軽減11月 軽減12月 軽減1月 軽減2月 軽減3月</p> | 事前 | 重要な変更 |
| 令和1年12月16日 | 同上 | 右記を追加 | <p>(4)賦課個人 国保世帯番号 宛番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歴番号 通知書番号 最新資格区分 最新介護資格区分 最新退職区分 賦課期日資格区分 賦課期日介護資格区分 賦課期日退職区分 賦課発生時資格区分 賦課発生時介護資格区分 軽減判定区分 資格4月 資格5月 資格6月 資格7月 資格8月 資格9月 資格10月 資格11月 資格12月 資格1月 資格2月 資格3月 介護資格4月 介護資格5月 介護資格6月 介護資格7月 介護資格8月 介護資格9月 介護資格10月 介護資格11月 介護資格12月 介護資格1月 介護資格2月 介護資格3月 所得額 課税標準額 所得割額 介護所得割額 支援所得割額 軽減判定所得 資産税額 資産割額 介護資産割額 支援資産割額 専従区分 老年者区分 申告区分 主所得区分 住民税課税区分 住民税所得割額 住民税均等割額 最新資格取得日 最新資格喪失日 最新続柄 介護該当日 介護非該当日 誕生日65歳 更正日 事由 介護更正日 介護事由 軽減判定取得日 積算該当区分 個人年税額 続柄名称 資格履歴番号 独自項目1 独自項目2 独自項目3 4/1 時点離職者区分 最新離職者区分(賦課時点) 離職者区分4月 離職者区分5月 離職者区分6月 離職者区分7月 離職者区分8月 離職者区分9月 離職者区分10月 離職者区分11月 離職者区分12月 離職者区分1月 離職者区分2月 離職者区分3月 離職軽減用総所得 離職軽減用課税標準額 離職軽減用軽減判定所得 給与所得 離職軽減用給与所得 離職軽減時医療分所得割 離職軽減時介護分所得割 離職軽減時支援分所得割</p> | 事前 | 重要な変更 |
| 令和1年12月16日 | 同上 | 右記を追加 | <p>(5)期割情報 科目コード 科目詳細コード 国保世帯番号 算定団体コード 期割団体コード 団体内外区分 現年過年区分 調定年度 年度分 通知書番号 論理期別 履歴番号 年月 納税義務者宛番号 更正日 全体税額 退職税額 医療全体税額 医療退職税額 介護全体税額 介護退職税額 支援全体税額 支援退職税額 不納欠損額(医療全体) 不納欠損額(医療退職) 不納欠損額(介護全体) 不納欠損額(介護退職) 不納欠損額(支援全体) 不納欠損額(支援退職) 公示送達区分</p> | 事前 | 重要な変更 |

| | | | | | |
|-------------------|--|--|--|-----------|--------------|
| <p>令和1年12月16日</p> | <p>(別添1)ファイル記録項目 4. 国民健康保険給付関連情報</p> | <p>4. 国民健康保険給付関連情報 (主な記録項目) レセプト番号、国保番号、宛名番号、性別、生年月日、総所得金額、所得判明区分、課非区分、医療機関、レセプト情報、費用額、薬剤一部負担額、一部負担額、高額療養費用一部負担額、患者負担額、保険者負担額、国保優先額、他法優先額、前期高齢者一部負担額、公費情報、国保食事療養費日数、国保食事療養費金額、国保食事療養費標準負担額、支給額、申請年月日、支給決定年月日、支給年月日、負担限度額、高額療養費、多数回該当区分、特例療養費、出産育児一時金、葬祭費、返還、第三者行為、高額介護合算、転居に伴う負担限度額特例対象世帯、転居月75歳到達時特例対象者</p> | <p>4. 国民健康保険給付関連情報 (主な記録項目) (1)レセプト情報 旧自治体区分 管理番号 履歴番号 国保世帯番号 証番号 宛名番号 登録月 福祉区分 資格区分 年齢区分 課税区分 負担区分 負担区分(個人) 領収額 償還判定額 既高額償還額 高額償還額 作成区分 診療月 審査月 外部キー1 外部キー2 レセ区分 レセ資格区分 レセ年齢区分 調整区分 過誤区分 処理区分 診療種別 内外区分 内外区分 返戻区分 返戻事由 申出日 レセ証番号 入院開始日 実日数 初診点数 公費1法別番号 公費1負担者番号 公費1受給者番号 公費2法別番号 公費2負担者番号 公費2受給者番号 医療機関コード 高額計算除外フラグ イメージ番号 高額償還額 高額償還額(現物) 高額償還額(償還) レセプト共通番号 処方元 医療機関コード 減免区分 減免金額 公費3法別番号 公費3負担者番号 公費3受給者番号 公費4法別番号 公費4負担者番号 公費4受給者番号 公費5法別番号 公費5負担者番号 指定公費金額</p> | <p>事前</p> | <p>重要な変更</p> |
| <p>令和1年12月16日</p> | <p>同上</p> | <p>右記を追加</p> | <p>(2)高額療養費支給情報 国保世帯番号 旧自治体区分 整理番号 診療月 計算月 支給月 支給区分 決定区分 課税区分(世帯) 課税区分(高齢) 支給方法 支給種別 福祉区分 受給者宛名番号 支給判定額合計 貸付額 既支給額(一般) 既支給額(退職) 支給額(一般) 支給額(退職) (3)国保療養費支給情報 国保世帯番号 旧自治体区分 世帯主宛名番号 宛名番号 登録月 連番 支給月 診療月 資格区分 年齢区分 課税区分(世帯) 課税区分(高齢) 負担割合 決定区分 診療区分 診療種別 内外区分 医療機関区分 医療機関コード 医療機関コード 件数 日数 費用額 定率負担額 一部負担金 法負担金 食事療養費 食事日数 標準負担額 支給額 高額対象区分 削除区分 福祉区分 (4)出産育児一時金支給情報 国保世帯番号 旧自治体区分 世帯主宛名番号 履歴番号 支給月 決定区分 資格区分 対象者個人番号 出産児個人番号 出産児氏名 続柄名称 続コード1 続柄コード2 続柄コード3 続柄コード4 出生日 出産の種類 死産の過 出産者氏名 続柄名称 続柄コード1 続柄コード2 続柄コード3 続柄コード4 申請者氏名 申請者住所 代理人区分 委任状区分 申請日 請求額 申請区分 医師氏名 助産婦氏名 入院医療機関コード 備考 産科医療補償制度加入区分 削除区分</p> | <p>事前</p> | <p>重要な変更</p> |
| <p>令和1年12月16日</p> | <p>同上</p> | <p>右記を追加</p> | <p>(5)葬祭費支給情報 国保世帯番号 旧自治体区分 世帯主宛名番号 対象者宛名番号 履歴番号 支給月 決定区分 資格区分 死亡者氏名 死亡者続柄名称 続柄コード1 続柄コード2 続柄コード3 続柄コード4 死亡日 葬祭日 葬祭執行者氏名 葬祭執行者続柄名称 葬祭執行者続柄コード1 葬祭執行者続柄コード2 葬祭執行者続柄コード3 葬祭執行者続柄コード4 申請日 申請者氏名 申請者郵便番号 申請者住所 請求額 申請区分 備考 削除区分 (6)食事差額療養費支給情報 国保世帯番号 対象者宛名番号 履歴番号 支給月 食事療養費/生活療養費区分 決定区分 資格区分 年齢区分 受理日 対象期間開始日 対象期間終了日 対象日数 未申請理由区分 未申請理由備考 支給額 医療機関コード 削除区分 福祉区分 (7)高額該当引継情報 国保世帯番号 市町村保険者番号 被保険者証記号 被保険者証番号 世帯番号 年度 高額該当区分__4月 高額該当区分__5月 高額該当区分__6月 高額該当区分__7月 高額該当区分__8月 高額該当区分__9月 高額該当区分__10月 高額該当区分__11月 高額該当区分__12月 高額該当区分__1月 高額該当区分__2月 高額該当区分__3月 予備1 予備2 予備3 予備4 予備5 予備6 予備7 予備8 予備9 予備10 最新区分 履歴連番 取込日</p> | <p>事前</p> | <p>重要な変更</p> |

| | | | | | |
|------------|---|--|---|----|-------------------------|
| 令和1年12月16日 | (別添1)ファイル記録項目 5. 国民健康保険収納関連情報 | 5. 国民健康保険収納関連情報 (主な記録項目) 宛名番号、課税年度、相当年度、通知書番号、期別、国保番号、調定額、納付額、領収日、収入日、納期限、還付情報、充当情報、口座振替結果情報 | 5. 国民健康保険収納関連情報 (主な記録項目) (1)収納履歴 科目コード 延滞金 収納額から収納額 科目詳細コード 前納報奨金 収納額から督促料 算定団体コード 還付加算金 収納額から延滞金 期割団体コード 会計年度 督促料から収納額 団体内外区分会計年度督促手数料督促料から督促料 調定年度会計年度延滞金督促料から延滞金年度分 決算区分延滞金から収納額 通知書番号歳出還付区分延滞金から督促料 論理期別OCRID延滞金から延滞金 収納日口座登録連番払込日 支所コード充当科目コード 払込時刻 冊号充当科目詳細コード 本部コード 入力連番充当算定団体コード 店舗コード 入力連番内連番充当期割団体コード 送金予定日 領収日充当団体内外区分滞納管理1 納付方法充当調定年度滞納管理2 収納区分充当年度分 収納額充当通知書番号 督促手数料 充当論理期別 (2)滞納処分 科目コード 処分区分 科目詳細コード 処分理由 算定団体コード 処分取消日 期割団体コード 処分取消区分 団体内外区分 処分取消理由 調定年度 滞納区分 年度分 滞納管理1 通知書番号 滞納管理2 論理期別 処分調定処分日 処分督促 処分コード 処分延滞 (3)納税組合員 科目コード 科目詳細コード 宛名番号 納組開始日 納組終了日 納組コード | 事前 | 重要な変更 |
| 令和1年12月16日 | (別添1)ファイル記録項目 6. 口座関連情報 | 6. 口座関連情報 (主な記録項目) 国保番号、金融機関 本店コード、金融機関 支店コード、金融機関 枝番コード、口座種別、口座番号、名義人カナ、振込金額 | 6. 口座関連情報 (主な記録項目) 宛名番号 口座種別 科目コード 口座番号 科目詳細コード 表示用口座番号 振替振込区分 口座名義人番号 申請自治体 口座名義人カナ 申請日 口座名義人漢字 適用開始日 口座終了理由 適用終了日 通知書区分 金融機関コード 指定口座区分 支店コード 口座登録連番 支店枝番 振替済通知書 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和2年8月1日 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 | 右記を追加 | 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営(略) 機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 | 事前 | オンライン資格確認等システム導入に伴う記載変更 |
| 令和2年8月1日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能 | 右記を追加 | 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 | 事前 | オンライン資格確認等システム導入に伴う記載変更 |
| 令和2年8月1日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 | 記載なし | システム9(医療保険者等向け中間サーバー等)を新規記載 | 事前 | オンライン資格確認等システム導入に伴う記載変更 |
| 令和2年8月1日 | I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 右記を追加 | <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の事務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和2年8月1日 | I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 右記を追加 | <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和2年8月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無※ | 4件 | 6件 | 事前 | 重要な変更 |

| | | | | | |
|------------|---|---|--|----|--------------------------|
| 令和2年8月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容 | 右記を追加 | ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和2年8月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 | 記載なし | 委託事項5(医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務)を新規記載 | 事前 | オンライン資格確認等システム導入に伴う記載追加 |
| 令和2年8月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 | 記載なし | 委託事項6(医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務)を新規記載 | 事前 | オンライン資格確認等システム導入に伴う記載追加 |
| 令和2年8月1日 | (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 | 右記を追加 | 8. オンライン資格確認の(略) ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日 | 事前 | オンライン資格確認等システム導入に伴う記載追加 |
| 令和2年8月1日 | III リスク対策 3. 特定個人情報ファイルの使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 | 右記を追加 | ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和2年8月1日 | III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法 | 右記を追加 | <医療保険者等向け中間サーバー等(略)対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。> | 事前 | 重要な変更 |
| 令和2年8月1日 | III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | 記載なし | <国保連合会における措置> ・国保総合(国保集約)システムにおいて(略) 「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和2年8月1日 | III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | 記載なし | <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け(略)紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和2年8月1日 | III リスク対策 10. その他のリスク対策 | 右記を追加 | <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け(略)紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和3年10月27日 | I 基本情報 5. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号(略) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号(略) | 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号(略) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号(略) | 事後 | 重要な変更当たらない(法令改正に伴う記載の修正) |
| 令和3年10月27日 | III リスク対策 III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 | 【北区共通基盤システムにおける措置】(略) 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】(略) (※1)(略) (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)(略) | 【北区共通基盤システムにおける措置】(略) 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】(略) (※1)(略) (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの (※3)(略) | 事後 | 重要な変更当たらない |
| 令和3年10月27日 | [別表1] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。) 提供先一覧 No. 1~28 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(略) | 番号法第19条第8号(略) | 事後 | 重要な変更当たらない(法令改正に伴う記載の修正) |

| | | | | | |
|------------|--|--|---|----|-------------|
| 令和3年10月27日 | Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク2 | 【北区共通基盤システムにおける措置】(略) 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・(略) ・(略) ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・(略) (※)(略) | 【北区共通基盤システムにおける措置】(略) 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・(略) ・(略) ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・(略) (※)(略) | 事後 | 重要な変更にあたらない |
| 令和3年10月27日 | Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発具体的な方法 | (略) | (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない |
| 令和4年10月13日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 | 区民部国保年金課、区民部戸籍住民課、健康福祉部健康推進課 | 区民部国保年金課、区民部戸籍住民課、健康福祉部健康推進課 | 事後 | 重要な変更にあたらない |
| 令和4年10月13日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。) 移転先4 | 健康福祉部介護保険課 | 福祉部介護保険課 | 事後 | 重要な変更にあたらない |
| 令和4年10月13日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。) 移転先5 | 健康福祉部高齢福祉課 | 福祉部高齢福祉課 | 事後 | 重要な変更にあたらない |
| 令和4年10月13日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。) 移転先6 | 健康福祉部障害福祉課 | 福祉部障害福祉課 | 事後 | 重要な変更にあたらない |
| 令和4年10月13日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。) 移転先8 | 健康福祉部生活福祉課 | 福祉部生活福祉課 | 事後 | 重要な変更にあたらない |
| 令和5年1月24日 | Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 | 右記を追加 | <公金受取口座登録制度> 高額療養費等の支給について公金受取口座利用の申請があった場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて預金口座を照会し当該支給を行う。 | 事前 | |
| 令和5年1月24日 | Ⅰ 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 右記を追加 | <公金受取口座登録制度> 番号法別表第一 項番101 | 事前 | |
| 令和5年1月24日 | Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 右記を追加 | <公金受取口座登録制度> 番号法別表第二 項番121 | 事前 | |

| | | | | | |
|-----------|---|----------------|--|----|--|
| 令和5年1月24日 | <p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目 主な記録項目</p> | その他(失業等給付関係情報) | その他(失業等給付関係情報、口座登録・連携ファイル関係情報) | 事前 | |
| 令和5年1月24日 | <p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目 その妥当性</p> | 右記を追加 | ・口座登録・連携ファイル関係情報:高額療養費等の支給について公金受取口座利用の申請があった場合に、公金受取口座情報を使用するため | 事前 | |
| 令和5年1月24日 | <p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>①入手元 行政機関・独立行政法人等</p> | 右記を追加 | デジタル庁 | 事前 | |

| | | | | | |
|------------|---|--|---|----|---|
| 令和5年1月24日 | 別添1 特定個人情報ファイル記録項目 6. 口座関連情報 | 右記を追加 | 口座登録・連携ファイル関係情報 | 事前 | |
| 令和5年1月24日 | V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日 | 44025 | 44950 | 事後 | |
| 令和5年11月14日 | I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠 | <公金受取口座登録制度> 番号法別表第一 項番101 | <公金受取口座登録制度> 番号法別表第一 項番30 | 事前 | |
| 令和5年11月14日 | I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <公金受取口座登録制度> 番号法別表第二 項番121 | <公金受取口座登録制度> 番号法別表第二 項番42、43、44 | 事前 | |
| 令和5年11月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無※ | 6件 | 7件 | 事前 | (理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。 |
| 令和5年11月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3 ⑤再委託の許諾方法 | 附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、委託先は再委託先が「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託内容及び事業執行場所を記載した書面を北区に提出することにより、再委託を承認する。 | 附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、委託先は再委託先が「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託する理由、再委託内容等を記載した書面を北区に提出して申請し、承諾を得る。 | 事後 | 軽微な変更 |
| 令和5年11月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 ⑤再委託の許諾方法 | 附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、委託先は再委託先が「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託内容及び事業執行場所を記載した書面を北区に提出することにより、再委託を承認する。 | 附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、委託先は再委託先が「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託する理由、再委託内容等を記載した書面を北区に提出して申請し、承諾を得る。 | 事後 | 軽微な変更 |
| 令和5年11月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項7 | 記載なし | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務 | 事前 | (理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。 |
| 令和5年11月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項7 ①委託内容 | 記載なし | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバックアップ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等) | 事前 | (理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。 |
| 令和5年11月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項7 ②委託先における取扱者数 | 記載なし | 10人以上50人未満 | 事前 | (理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。 |
| 令和5年11月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項7 ③委託先名 | 記載なし | 東京都国保連合会 (東京都国保連合会は、国保中央会に再委託する) | 事前 | (理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。 |
| 令和5年11月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項7 ④再委託の有無 ※ | 記載なし | 再委託する | 事前 | (理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。 |

| | | | | | |
|------------|--|---|--|----|---|
| 令和5年11月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項7 ⑤再委託の許諾方法 | 記載なし | 委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) | 事前 | (理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。 |
| 令和5年11月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項7 ⑤再委託の許諾方法 | 記載なし | 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 | 事前 | (理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。 |
| 令和5年11月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項7 ⑤再委託の許諾方法 | 記載なし | 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 | 事前 | (理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。 |
| 令和5年11月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項7 ⑥再委託事項 | 記載なし | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て | 事前 | (理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。 |
| 令和5年11月14日 | IIIリスク対策※(7. ②を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法 | ・委託先は、再委託先が「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託内容及び事務執行場所等を記載した書面を北区に提出し、北区の承諾を受けなければならない。 ・委託先は、再委託先に「目的外使用の禁止」、「外部提供の禁止」、「複写、複製及び持ち出しの禁止」、「引渡し」、「廃棄」、「保管及び管理」、「教育の実施」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調査」、「定期及び随時報告」及び「事故報告」について委託先と同様の取扱いを求め、その履行を委託先の責任により管理監督するとともに、北区の求めに応じて、その状況等を北区に適宜報告する。 | ・委託先は、再委託先が「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱い」に関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託する理由、再委託内容等を記載した書面を北区に提出して申請し、承諾を得る。 ・委託先は、再委託先に「目的外使用の禁止」、「外部提供の禁止」、「複写、複製及び持ち出しの禁止」、「引渡し」、「保管及び管理」、「教育の実施」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調査」、「定期及び随時報告」及び「事故報告」について委託先と同様の取扱いを求め、その履行を委託先の責任により管理監督するとともに、北区の求めに応じて、その状況等を北区に適宜報告する。 | 事後 | 軽微な変更 |
| 令和5年11月14日 | IIIリスク対策※(7. ②を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法 | (クラウドに関する記載なし) | ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 | 事前 | (理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。 |

| | | | | | |
|-------------------|--|--|---|-----------|--|
| <p>令和5年11月14日</p> | <p>Ⅲリスク対策※(7. ②を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法</p> | <p>(クラウドに関する記載なし)</p> | <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p> | <p>事前</p> | <p>(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例によって記載をした。</p> |
| <p>令和5年11月14日</p> | <p>Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容</p> | <p>「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」を遵守するよう規定している。規定の具体的な項目は以下のとおり。 ・秘密保持義務 ・再委託の禁止 ・目的外使用の禁止 ・外部提供の禁止 ・複写、複製及び持出しの禁止 ・引渡し ・保管及び管理 ・教育の実施 ・返還 ・廃棄 ・立入検査及び調査 ・定期及び随時報告 ・事故報告 ・委託先による再委託先への指導 ・損害賠償 ・責務違反に対する罰則</p> | <p>「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」を遵守するよう規定している。マイナンバー関係特記事項の具体的な項目は以下のとおり。 ・責任体制の整備 ・作業責任者等の届出 ・取扱区域の特定 ・教育の実施 ・守秘義務 ・再委託 ・派遣労働者等の利用時の措置 ・特定個人情報等の管理 ・目的外利用及び第三者への提供の禁止 ・受渡 ・返還又は廃棄 ・定期報告及び緊急時報告 ・監査及び検査 ・事故時の対応 ・契約解除 ・損害賠償</p> | <p>事後</p> | <p>軽微な変更</p> |
| <p>令和5年11月14日</p> | <p>Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法</p> | <p>・区職員については、定期的に情報セキュリティ研修を実施し、教育・啓発を行っている。 ・希望する区職員に対し、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施する。 ・委託先については、「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」に従業者に遵守させるため、必要な教育を実施するとともに、教育実施の記録を区に提出させる。 ・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。また、違反事項が発生した場合、全職員に対して周知し、再発防止を徹底する。</p> | <p>・区職員については、定期的に情報セキュリティ研修を実施し、教育・啓発を行っている。 ・希望する区職員に対し、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施する。 ・委託先については、「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー特記事項)」に従業者に遵守させるため、必要な教育を実施するとともに、教育実施の記録を区に提出させる。 ・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。また、違反事項が発生した場合、全職員に対して周知し、再発防止を徹底する。</p> | <p>事後</p> | <p>軽微な変更</p> |
| <p>令和6年4月1日</p> | <p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元</p> | <p>戸籍住民課、税務課、介護保険課、生活福祉課、障害福祉課、健康推進課</p> | <p>戸籍住民課、税務課、介護保険課、生活福祉課、障害福祉課、健康政策課</p> | <p>事後</p> | <p>組織改正による</p> |
| <p>令和6年4月1日</p> | <p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署</p> | <p>区民部国保年金課、区民部戸籍住民課、健康部健康推進課</p> | <p>区民部国保年金課、区民部戸籍住民課、健康部健康政策課</p> | <p>事後</p> | <p>組織改正による</p> |
| <p>令和6年4月1日</p> | <p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無</p> | <p>提供を行っている30件 移転を行っている7件</p> | <p>提供を行っている27件 移転を行っている10件</p> | <p>事後</p> | <p>組織改正による</p> |

| | | | | | |
|-----------|--|---|---|----|------------------------|
| 令和6年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 | 記載なし | <p>移転先10 子ども未来部子ども未来課</p> <p>①法令上の根拠 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項</p> <p>②移転先における用途 ・東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>・東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>③移転する情報 国民健康保険関係情報</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上 100万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>⑥移転方法 庁内連携システム</p> <p>⑦時期・頻度 1日1回</p> | 事後 | 組織改正による |
| 令和6年5月27日 | I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第一の30の項 <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条各号</p> <p>3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <p><公金受取口座登録制度></p> <p>番号法別表第一 項番30</p> | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表の44の項 <p>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条各号</p> <p>3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <p><公金受取口座登録制度></p> <p>番号法別表 項番44</p> | 事後 | 法改正による |
| 令和6年5月27日 | I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>【情報照会の根拠】-番号法第19条第8号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第二 第42、43、44、45項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、25条の2、26条 ※番号法別表第二 第45項に係る主務省令は未制定 <p>【情報提供の根拠】-番号法第19条第8号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条3号、4号、5号、8号、10号、11号、17号、3条4号、5号、6号、9号、10号、11号、12号、4条、5条3号、5号、6号、7号、8号、9号、8条3号、10条の2第2号、11条の2第2号、12条の3第1号、15条1号、19条、20条9号、22条の2第2号、3号、4号、6号、7号、8号、9号、24条の2第3号、4号、5号、8号、9号、25条3号、7号、8号、31条の2第4号、5号、6号、9号、10号、33条1号、41条の2第3号、43条3号、5号、7号、44条、46条1項1号、3号、4号、5号、6号、7号、49条2号、53条1号、2号、5号、55条の2、59条の3第3号 ※番号法別表第二 第30、46、88項に係る主務省令は未制定 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <p><公金受取口座登録制度></p> <p>番号法別表第二 項番42、43、44</p> | <p>【情報照会の根拠】-番号法第19条第8号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)第71条、第72条、第73条、第162条 <p>【情報提供の根拠】-番号法第19条第8号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)第2条表項番1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)第4条、第5条、第7条、第8条、第16条、第18条、第21条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第113条、第117条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、第160条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <p><公金受取口座登録制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)第71条、第72条、第73条、第162条 | 事後 | 法改正による |
| 令和6年10月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 | 右記を追加 | <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> | 事前 | (理由)ガバメントクラウド導入に伴う記載追加 |

| | | | | | |
|------------------|---|--------------|---|-----------|-------------------------------|
| <p>令和6年10月1日</p> | <p>Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策</p> | <p>右記を追加</p> | <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> | <p>事前</p> | <p>(理由)ガバメントクラウド導入に伴う記載追加</p> |
| <p>令和6年10月1日</p> | <p>Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>右記を追加</p> | <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ③国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ④地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ⑤クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ⑥クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑦地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑧ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑨地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑩地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> | <p>事前</p> | <p>(理由)ガバメントクラウド導入に伴う記載追加</p> |